

令和6年横審第11号

裁 決

モーターボートA転覆事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年8月10日12時55分

神奈川県長井漁港南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.4トン

登 録 長 7.52メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 95キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操縦室を設けたF R P製モーターボートで、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その前方に魚群探知機内蔵のG P Sプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備え、レンタルボートとして供され、a受審人が単独で乗り組み、知人6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和5年8月10日08時30分神奈川県横須賀市所在のマリーナを発し、小田和湾南部の釣り場に向かった。

ところで、小田和湾南部には、洗岩、水深の不明な暗岩及び障害物の所在を示す亀城礁灯標が設置された干出岩の亀城礁で構成された浅所を中心とし、東西方向約600メートル南北方向約1,000メートルの範囲に水深5メートル以下の浅礁域（以下「亀城礁域」という。）が拡延し、南東方からの強い風浪があると、周囲との水深差から磯波が発生しやすい海域となっていた。

a受審人は、08時45分前示釣り場に至り、釣りと移動を繰り返していたところ、次第に南東方からの風浪が強くなってきたことから、小田和湾北部の釣り場に移動することとし、亀城礁灯標南方沖合を経由する予定で、12時50分釣り場を発進し、G P Sプロッターをノースアップ表示で0.5海里レンジ設定として作動させ、自ら操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、同乗者を船首部及び船尾部に設けた椅子に腰掛けさせ、12時52分半僅か過ぎ亀城礁灯標から097度（真方位、以下同じ。）650メートルの地点で、針路を同灯標南方沖合に向く266度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、亀城礁域で波高約3メートルの磯波が

発生しているのを認めたが、比較的磯波が小さいように見えたので同域南部であれば無難に航行できると思い、亀城礁域から離れた沖合をう回して航行するなど、磯波に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、亀城礁域に進入し、12時55分亀城礁灯標から214度180メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、左舷方から高起した磯波を受けて右舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好で、付近には南東方から波高約3メートルの波浪があった。

転覆の結果、船外機等に濡損を生じ、同乗者3人が眼窩内側壁骨折、下顎前歯亜脱臼、右側腹部刺創等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件転覆は、長井漁港南西方沖合において、磯波が発生する状況下、小田和湾北部に向かって航行する際、磯波に対する安全確保の措置が不十分で、亀城礁域に進入し、左舷方から高起した磯波を受けて右舷側に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、長井漁港南西方沖合において、磯波が発生する状況下、小田和湾北部に向かって航行中、亀城礁域で磯波が発生しているのを認めた場合、同域から離れた沖合をう回して航行するなど、磯波に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、比較的磯波が小さいように見えたので亀城礁域南部であれば無難に航行できると思い、磯波に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、亀城礁域に進入し、左舷方から高起した磯波を受けて

右舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船外機等に濡損を生じさせ、同乗者3人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月27日

横浜地方海難審判所

審判官 浅 野 活 人